

お問い合わせ先

県の住宅ホットライン

◆和歌山県 県土整備部 都市住宅局 建築住宅課
 TEL:073-441-3184 FAX:073-428-2038
 E-MAIL:e0808001@pref.wakayama.lg.jp
 所在地:和歌山市小松原通1-1 県庁南別館10F

専門家の相談窓口

すまいのトラブルやお困りごとの相談窓口
 ◆公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センター
 TEL:0570-016-100 【住まいのダイヤル】
 午前10:00～午後5:00(土、日、休日を除く)

建築士による建築全般に関する相談窓口

- ◆公益社団法人日本建築家協会(JIA)近畿支部和歌山地域会建築相談室
 TEL:073-432-1558
 所在地:和歌山市ト半町38番地建築士会館2階
 URL:http://park18.wakwak.com/~jia-kinki/soudan/soudan.html
- ◆一般社団法人和歌山県建築士会・和歌山県住宅検査(インスペクション)窓口
 TEL:073-423-2562
 所在地:和歌山市ト半町38番地建築士会館1階
 URL:http://www.wakayama-aba.jp/culture/advise
- ◆一般社団法人和歌山県建築士事務所協会
 TEL:073-432-6539
 所在地:和歌山市ト半町38番地建築士会館3階
 URL:http://www.w-aaf.or.jp/

県の各相談窓口

- ◆住宅耐震化促進事業について
 - ◆空き家対策全般について
 - ◆太陽光発電設備設置補助事業について
 - ◆介護保険住宅改修制度等について
 - ◆日常生活用具給付等事業について
 - ◆紀州材で建てる地域住宅支援事業について
 - ◆移住推進空き家活用事業について
 - ◆浄化槽設置整備事業について
- TEL:073-441-3184 (建築住宅課)
 TEL:073-441-2674 (環境生活総務課)
 TEL:073-441-2527 (長寿社会課介護サービス指導室)
 TEL:073-441-2533 (障害福祉課)
- TEL:073-441-2964 (林業振興課)
 TEL:073-441-2930 (移住定住推進課)
 TEL:073-441-3203 (下水道課)
- ※補助金の申請窓口ではないのでご注意ください

調べる

補助制度を調べる

お住まいの自治体のリフォームにかかわる支援制度検索について
 一般社団法人住宅リフォーム推進協議会HP
<http://www.j-reform.com/reform-support/>



融資制度を調べる

「融資・金融商品のご案内」について
 独立行政法人 住宅金融支援機構HP
<https://www.jhf.go.jp/loan/index.html>
 お客様コールセンター TEL:0120-0860-35



減税制度を調べる

リフォーム減税の概要や証明書について
 国土交通省住宅生産課HP
http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr2_000011.html



リフォーム事業者を調べる

国交省「住宅リフォーム事業者団体登録制度」に加盟登録されているリフォーム事業者について
 一般社団法人住宅リフォーム推進協議会HP
<http://www.j-reform.com/reform-dantai/kensaku.php>



和歌山県

住宅の新築やリフォームをお考えの方へ

令和4年度版

知って得する!! 住宅支援のあれこれ



新築

新築

融資制度 減税制度

補助制度

- ・紀州材活用への補助
- ・太陽光発電設備設置への補助
- ・浄化槽設置への補助



裏面
B,Dへ

改修

耐震改修

融資制度 減税制度

補助制度

- ・住宅の耐震診断・改修等への補助
- ・耐震化を進める際のサポート
- ・耐震ベッド・シェルターへの補助



裏面
Aへ

省エネ改修

減税制度

補助制度

- ・太陽光発電設備等設置への補助



裏面
Bへ

バリアフリー改修

融資制度 減税制度

補助制度

- ・介護保険による住宅補助制度
- ・障害のある方の住宅改修への補助



裏面
Cへ

空き家

空き家

補助制度

- ・空き家除却や活用への補助
- ・移住者向け空き家活用への補助
- ・セーフティネット住宅への補助

裏面
Dへ

減税制度 ... 所得税等の控除

融資制度 ... 住宅金融支援機構の融資

住宅の新築・リフォームの支援ってどんなものがあるの??



令和4年4月現在

第16版

A 耐震

住宅の耐震診断・改修等への補助

(住宅耐震化促進事業)

①木造住宅耐震診断(無料)

【対象】H12年5月以前に着工した木造住宅

②非木造住宅耐震診断

【対象】S56年5月以前に着工した非木造住宅
【補助額】診断費用の2/3(限度額:8.9万円)

③耐震設計補助(現地建替設計を含む)

【対象】耐震診断により耐震性が不足すると判断された住宅
【補助額】設計費の2/3(限度額:13.2万円)

④耐震改修補助(現地建替工事を含む)

【対象】改修後、耐震性が一定基準以上となる住宅
【補助額】工事費の2/3+11.5%(限度額:101.9万円)

⑤設計+改修補助(③および④と選択になります)

【対象】③および④と同様
【補助額】工事費の40%+定額66.6万円(限度額:116.6万円)

⑥地震津波対策型移転(除却・建築)

津波避難困難地域における耐震性のない住宅を除却し、地域外へ住替えを行う場合
【補助額】除却工事費の2/3+11.5%(最大:101.9万円)
建築工事費(定額:66.6万円)

B 省エネ

太陽光発電設備等の設置に係る補助

(市町村による太陽光発電設備等設置への補助事業)

【対象】各市町村が定める住宅用太陽光発電設備、太陽熱利用設備、蓄電池設備を設置する個人等
【実施市町】太陽光発電設備設置:湯淺町、有田川町
太陽熱利用設備設置:有田川町
蓄電池設備設置:紀美野町、日高川町
【補助額】各市町村により異なる。
※詳細については市町村担当課へ問合せください。

◆問合せ窓口:各市町の担当課窓口

⑦耐震ベッド・耐震シェルター

【対象】耐震診断の結果、評点1.0未満の木造住宅
【補助額】設置工事費用の2/3(限度額:26.6万円)

◆①~⑦問合せ窓口:各市町村の住宅耐震担当窓口

⑧木造住宅耐震サポート事業(無料)

耐震診断の結果、評点1.0未満の木造住宅を対象に個別相談や改修計画の提案を行う。

◆問合せ窓口:建築住宅課073-441-3214

⑨ブロック塀の改修等に関する補助

【対象】耐震診断により耐震性が不足すると判断されたブロック塀
【補助額】各市町村により異なる
※詳細については市町村担当課へ問い合わせください

◆問合せ窓口:各市町村の担当課窓口

C バリアフリー

介護保険における住宅改修制度

(介護保険住宅改修制度)

【対象】要支援又は要介護認定を受けている方
【支給額】住宅改修に要した費用(上限20万円)の9割、8割、または7割の支給

◆問合せ窓口:各市町村の介護保険担当窓口

介護保険における住宅改修制度を補完する補助

【対象】要支援又は要介護の高齢者で一定の低所得者及び生活保護世帯
【補助額】各市町村により異なる

◆問合せ窓口:各市町村の高齢者福祉担当窓口

障害のある方が居住する住宅の改修への補助

(日常生活用具給付等事業)

【対象】重度の障害がある方
【補助額】各市町村により異なる

◆問合せ窓口:各市町村の障害福祉窓口

R4拡充

(住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業)
車いすを使用している者に必要な空間を確保した便所・浴室等を設ける改修においては400万円/戸の補助

D その他

紀州材を活用した住宅への補助

(紀州材で建てる地域住宅支援事業)

【対象】県内で紀州材を使って建築又はリフォーム等を行う個人住宅
【補助額】乾燥紀州材の使用量に応じ助成
・構造材等使用事業(上限20万円)
・内外装材整備事業(定額5万円)
※先着順

◆問合せ・申請窓口:各振興局農林水産振興部 林務課

浄化槽の設置に対する補助

(浄化槽設置整備事業)

【対象】浄化槽を設置される方
【補助要件および補助額】各市町村により異なる

◆問合せ窓口:各市町村の浄化槽担当窓口

県外からの移住に係る住宅改修への補助

【対象】県外からの移住に際し、入居する空き家を改修する場合
※県内の一部地域を除く

◆問合せ窓口:移住定住推進課 073-441-2930

空き家を除却や活用する補助

【対象】一定以上老朽化するなどした空き家を除却する場合
空き家を改修して活用する場合

◆問合せ窓口:各市町村の空き家対策窓口

セーフティネット住宅として登録・活用する場合

【補助額】工事費用の最大2/3、200万円/戸

◆問合せ窓口:建築住宅課 073-441-3184

※補助制度については、自治体により取扱いが異なりますので、補助対象・補助額・募集時期などの詳細についてはお問い合わせ下さい。(既に募集を終了している場合もあります。)

所得税減税制度	i 投資型減税(特別控除) 共通事項 ■ローンの利用有無によらない ■控除期間:1年 ■控除額:標準的な工事費用相当額の10% 【対象】耐震改修工事を実施した住宅 【控除額】最大25万円 投資型減税との併用可	【対象】対象となる一般省エネ改修工事に係る標準的な費用から補助金等を控除した額が50万円を超えること 【控除額】最大25万円 併せて太陽光発電装置設置の場合は最大35万円 投資型減税との併用不可、i、ii、iiiのいずれかを選択	【対象】50歳以上又は要介護又は要支援の認定を受けている方等で対象となるバリアフリー改修工事に係る標準的な費用から補助金等を控除した額が50万円を超えること 【控除額】最大20万円 投資型減税との併用不可、i、ii、iiiのいずれかを選択	【対象】一定の同居対応リフォーム工事 【控除額】最大25万円 投資型減税との併用不可、i、ii、iiiのいずれかを選択
	ii 住宅ローン減税 共通事項 【控除額】最大364万円 ■10年以上のローン利用 ■控除期間:13年 ■控除額:増改築等工事費用相当年末ローン残高の0.7%	iii ローン型減税 【控除額】最大62.5万円 共通事項 ■5年以上のローン利用 ■控除期間:5年 ■性能向上リフォーム工事費用の2%+年末ローン残高の1%		
	※所得税の減税制度については、対象期間、限度額、申請時期などは各制度によって異なります。詳しくは、各税務署にお問い合わせ下さい。また固定資産税減額との併用が可能です。各市町村担当部署にお問い合わせください			

リフォーム融資(耐震改修工事) 【対象】耐震改修工事を実施した住宅(上限:住宅部分工事費) 【融資上限額】1,500万円 【金利】各金融機関にお問い合わせください ※高齢者(60歳以上)向け返済特例制度あり	リフォーム融資(高齢者向け返済特例制度) 【対象】バリアフリー工事(耐震改修工事も可)を行うために高齢者向け返済特例制度を利用する方 【融資上限額】1,500万円 【金利】各金融機関にお問い合わせください	フラット35S(新築・中古住宅のみ) 【対象】耐震性・バリアフリー性・省エネ性に優れた住宅を取得された方 【融資上限額】8,000万円 【金利】全期間固定金利、条件により優遇制度有
--	--	--

※融資制度については、対象期間、限度額、申請時期などは各制度によって異なります。またここに記載のない他制度もありますので詳しくは右記窓口まで →問合せ窓口:住宅金融支援機構 0120-0860-35

補助制度

所得税減税制度

融資制度